

伊達市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、伊達市長から措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

令和4年度定期監査(前期)に係る監査結果に基づく措置状況報告

令和5年1月24日

伊達市監査委員 山下 茂

伊達市監査委員 山田 勇

告示期間満了日 令和5年1月30日



伊 総 号
令和4年12月28日

伊達市監査委員 山 下 茂 様
伊達市監査委員 山 田 勇 様

伊達市長 菊 谷 秀



令和4年度定期監査実施に伴う指摘事項の措置状況について（通知）
令和4年12月22日付け伊監第58号にて通知がありました標記の件について、別紙のと
おり措置状況を通知いたします。

（担当：総務部総務課 太細 内線312）

監査結果に基づく措置通知

監査区分	監査対象部局	指摘(要望)事項	措置内容
令和4年度 定期監査	企画財政部 企画財政課	○補助金等交付事務 コミュニティFM放送局運用費補助金について、戻入に係る納付書に納期限が記載されていなかった。適正な事務処理に努められたい。	課内において改めて、関係例規等の再確認を行いました。正しい納期限の設定と記入漏れがないよう複数の職員での確認を徹底し、再発防止と適切な事務処理に務めております。
		○契約事務 庁舎・第2庁舎FAX保守点検業務において、委託契約書に収入印紙が貼付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。	受託者への説明を行い、収入印紙を貼付いたしました。指摘以降は、係内部のチェック体制を強化し、再発防止と適正な事務処理に努めております。 また、50万円を超えない額の業務委託契約書の作成については、受託者と協議し、必要性を再確認してまいります。
	○補助金等交付事務 交通安全教育機材購入費補助金の交付伺いの決裁について、伊達市事務決裁規程では副市長専決と定められているが、課長専決として決裁を行っていた。適正な事務処理に努められたい。	伊達市事務決裁規程に基づき修正いたしました。指摘後は係内で事務決裁規程の再確認を行い、事務処理を適切に進めております。	
	○補助金等交付事務 交通安全教育機材購入費補助金の指令書において、補助対象事業名を誤って通知していた。適切な事務処理に努められたい。	安全協会に説明を行い、指令書を修正し通知いたしました。指摘後は時間に余裕を持った上での事務処理を心がけ、係内での再確認を行い事務処理を進めております。	
	○補助金等交付事務 自治会館建設費補助金(修繕)の指令書において、「補助対象経費の配分の変更承認」及び「補助対象事業の内容の変更承認」の除外要件が未記載となっていた。適切な事務処理に努められたい。	自治会へは説明を行い、指令書を修正し通知いたしました。指摘後は様式等の再確認を行い適切な事務処理を進めております。	
	大滝総合支所 地域振興課	○使用料等納入事務 行政財産目的外使用料に係る納入通知書に、納期限が記載されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。	納入通知書の発付に係る決裁の際には、納入通知書のコピーを必ず添付し、納期限等の記載について係員全員で十分に確認を行うなどし、適正に事務を進めてまいります。